

【災害により被害を受けた農業者の方へ】

災害によって被害を受けた農業者が利用可能な農業制度資金

(利率：令和7年11月19日現在)

融資機関	資金名	対象者	資金使途	利率(%)	限度額	償還期限(据置期間)
日本政策金融公庫	農林漁業セーフティネット資金	主業農業者等	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金(経営再建費、収入減補填費)	1.25～1.95	600万円(要件を満たす場合は年間経営費等の6/12)	15年(3年)
	農林漁業施設資金 (災害復旧)	農業者等	①被災した農舎、畜舎等施設、農機具及び運搬用機具の復旧 ②果樹の改植又は補植費用	1.25～2.10	負担額の80%又は1施設当たり300万円(特認600万円※1)のいずれか低い額	①15年(3年) ②25年(10年)
	農業基盤整備資金 (災害復旧)	農業者等	農地、牧野の復旧	1.25～2.10	貸付けを受ける者が当該年度に負担する額	25年(10年)
	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)※2	認定農業者	施設等の復旧・取得 果樹等の導入等 長期運転資金	1.25～2.10	個人 3億円 法人 10億円	25年(10年)
	経営体育成強化資金※2	主業農業者等	農地、牧野の改良又は造成 果樹の新植、改植又は育成等	2.10	個人 1.5億円 法人 5億円	25年(3年)
農協等	農業近代化資金	認定農業者	施設等の復旧、取得 果樹等の導入等	1.25～1.95	個人 1,800万円 法人 2億円	7～15年(2～7年)
		主業農業者等	施設等の復旧、取得 果樹等の導入等	2.10	個人 1,800万円 法人 2億円	7～15年(2～7年)

(注) 各地域で甚大な被害があり国から指定された災害の場合、市町村から被害内容の証明を受けた農業者の方は、上記資金について貸付当初5年間無利子となる。

※1：復旧に要する費用や資金の調達の状況からみて、貸付限度額の引上げが必要であると認められる場合に適用。

※2：負債整理関係資金については対象外。